

望している。

- (委員) 県の計画とは連動せず独立の計画となるのか？
- (事務局) 独立した計画となります。芦屋市の特色を生かした計画としていきたい。
- (委員) となると、市の構成も違うので豊中市、箕面市との比較より隣接する西宮市、神戸市との比較が重要だと感じる。
- (事務局) 芦屋と似たところがあり、それを参考に芦屋市独自のものを創ればと考えている。あくまで参考資料です。
- (委員) 豊中市、箕面市の状況と比較すると、芦屋市の方が綺麗な街並みだと感じるのを見習うポイントは少ないように感じる。それより神戸市から見習うところの方が多く思う。
- (座長) その他は？
- (委員) 各市の策定年度は？
- (事務局) 尼崎市、伊丹市、豊中市は平成11年策定。西宮市は平成14年、箕面市は平成15年。宝塚市については調査不足。策定年度がそれぞれ違うが、目標年次はおおむね20年後とされている。芦屋市は都市マスとの整合で32年度までとしたいと考えている。
- (座長) 緑の基本計画とはどういうものが具体的にイメージしていただくための資料で、競争するものではないという位置づけの資料としたい。
- (委員) まったく白いところに木を植えるのでは無く、既存の緑の部分を大事にしていこうという考えであると思うが、現在芦屋にある保護樹(林)の資料が欲しい。数年前に保護樹を見て廻ったが、なぜその樹が指定されているか理由が分からなかった。その樹のどんな部分が大事なのか、保護樹(林)の分かりやすい資料が欲しい。
- (座長) まずは各市の比較について意見ををお願いします。
- (副座長) P10豊中だけ都市公園の目標がないのはなぜか？一人当たりの緑地面積だけでは人口が減れば公園も減ってしまうことになる。
- (事務局) 概要版しか入手できておらず調査不足でお示しできていない。
- (座長) 市街地の中にいかに緑地を確保するのに重きを置くほうがいいように思う。
- (座長) では、計画(事務局案)にうつります。芦屋の現状の緑の保全施策が書かれているが、保全施策の適用の現状について意見はありますか？
- (事務局) 先ほどの意見についてですが、保護樹(林)の資料は後日お渡しします。
- (座長) 施策として保護樹(林)の指定の話が出たが、他にありますか？
- (事務局) 現在の指定状況は保護樹林として3箇所、保護樹は9本です。
- (副座長) 少ないですね。
- (委員) お寺や神社がほとんどですね。
- (事務局) 個人の所有のものもあるが、市として残していただきたいものに奨励金という形でお渡ししている。維持管理は所有者で行ってもらっており、市が積極的に手を入れるという事はできていない。
- (委員) どうしてその樹が指定されたのか理由が分からない。
- (事務局) 市の要綱の中で高さ15m、幹周り1.5mの樹を指定している。
- (副座長) 市内には個人の樹で芦屋らしさを演出している樹がたくさん見られる

が、もっと指定をしていけないか？奨励金を出すというより、その樹に保護樹という価値をつけることで、周りの住民も残したいと感じられるようになれば良いと思います。

(委 員) 以前指定に関わったが、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」は、緑を大事にする啓発＋緑を残していこうという2つの狙いがある。市内全域でこれは残したいとピックアップしたもので民有地のものは理解を得られたものを指定している。保護樹林は一定規模以上の緑の固まりだが、芦屋にはお寺や神社にしかないというのが芦屋市の現状です。民有地のものはどんどん減ってきているとは感じる。その後の新たな指定はしていない。

(座 長) 制度を今後どのように活用していくべきかという事についてはどうですか？

(委 員) 指定されたらどうなるのか？たとえば個人所有で所有者が増築等で切りたい場合は？

(事務局) 審議会に掛け指定の解除の手続きが必要になる。10年ほど前から所有者の変更に伴い数件の解除の依頼があった。

(事務局) 市の補助は？

(事務局) 奨励金は樹1本につき年1万円です。

(委 員) 保護樹と保護樹林とは違うのか？使い分けが必要ではないのか？

(事務局) 保護樹林は神社等が多いが、そこを開発するので指定の解除という話は今のところない。制度としては同じなので手続きは保護樹の場合と同様です。

(座 長) 樹木単体の場合は保護樹で、まとまっている場合は保護樹林となり、指定されると切る場合届出が必要になるということですね。保護樹は年1万円の奨励金とのことですが、保護樹林の場合はどうなるのですか？

(事務局) 年間5万円の奨励金もしくは固定資産税免除になります。岩園町の保護樹林は固定資産税免除で芦屋神社は奨励金をお出ししています。

(座 長) 保護樹に指定されていると示すようなプレートはついているのですか？

(事務局) 保護樹林にはつけている。保護樹については現在つけていないがつける必要があるとは感じている。

(委 員) 保護樹の指定については理解するが、表示については周辺にアピールする形となるので、表示を好まれない所有者の方もいた。保護樹の解除の要望があっても、市として残していただけるようお願いはするが、個人の理由でどうしても切る必要があるとの場合は指定解除の手続きをせざるを得ない。しかし、近隣が物議をかもし、市に残すように働きかけもある。震災前には岩ヶ平のまとまった樹木を公園に移植をしたこともある。

(委 員) 前田町でマンション開発で大きな栗の木と楠木が切られた。公園緑地課に前田公園に移植してもらえるようお願いした。しかし、前田公園は将来を見越して樹木を植えているのでこれ以上植えるとうまく育たなくなると断られた。自治会として、ベンチやイス等に形を変えて残すことも検討したが、大きな木で保管する場所も無く立ち消えになっ

- た。立派な木が切られるときには非常にもったいないと感じる。
- (座長) バブルの後遺症が少し癒えてきて阪神間は地価が反転し始めて土地需要が増しており、今後こういった話は多く出てくることが予想される。全て公共事業で対応するとはいかないの、民有地の緑を民有地としてうまく残してもらうことが必要になってくる。それが緑の基本計画であり、現在ある保護樹の制度である。残したい近隣と、指定をうけたくない所有者の問題については、残していけるよう何らかの形で近隣も行政も協力していく必要がある。個人のものだけどみんなの資産といった意識付けができるように誘導していくことが重要だと感じる。
- (委員) 方向性だが、事務局案に私たちが付け足すだけでは教科書的なものとなり価値が無い。本気でやっていくなら市民との協働は必要不可欠である。市有地も少なく、市民の協力なくしてはここに書いてあるような目標は平成32年には到底達成できない事は行政、市民ともに理解している。市民が計画をみて、ちょっと協力していけば実現できると思えるものである必要があると思うし、行政も単に緑化するというだけでなく、具体的にどこをどうして行くのか示していく必要がある。具体的にいくか、あくまで目標は高くしていくのか、それにより意見も変わってくる。絵に書いた餅になるなら必要ない。芦屋川を一つの例にとると、自然破壊が進んでいる。刈って欲しいと要望したが、冬の終わり頃の枯れて種が落ちてから刈っている。また刈り方も上の方だけ刈っている。資料の写真と現状は違う。現状を踏まえて市民の協力を得れるような計画とする必要がある。
- (委員) 芦屋川については年に2回8月と11月に刈っている。刈り方については植生を考慮し上のほうだけ刈っている。本来は2級河川で県の管理ではあるが、市が委託を受けている。
- (座長) もう一点の計画の性格、目標の設定の仕方についてはどのように考えていますか？
- (事務局) 基本計画なので、精度に荒さはあるが、通り一遍のものではなく実のあるものとする必要がある。また、他市より後発なので他市よりいいもので芦屋の特徴のあるものとしていく必要があると思う。精度の高さについては限られた時間の中での作業となるのでどこまで出来るかという問題はあるが、考え方は実のあるものにしていくような方向で進めていきたい。
- (委員) 確かに細かさは時間の問題があるが、たとえば宮川をどうするといったことを、具体的にイメージできるようなものとするれば市民がみて解りやすいものとなるだろうし、先ほどの保護樹の問題にしても保護して減らさないようにしやすいような事が計画に入れられたら。しかし、どうしても切る必要がある場合は理解してあげなければならないと思う。保護樹の指定は法的根拠はないので完全に担保できるものではないが、樹木の維持には費用も掛かるので、指定し奨励金を出すことで少しでも残しやすいといったことには繋がっている。あと、竹林が市内には多数あるが、荒れ放題となっている。竹林も貴重な緑であり、計画に盛り込む必要がある。
- (委員) 河川の管理等でどの部分が県で、どの部分が市といったことを全体の

- ことを考えていく上で説明をお願いします。
- (委員) 芦屋川，宮川の2級河川は県から市が維持管理を行っている。しかし川底を刈っていない。環境面からも防災面からも良い状態ではない。また，バーベキューなどで，ゴミが捨てられる。平田町等ではゴミを捨てられにくいよう刈って欲しいと要望もしている。
- (委員) 芦屋川，宮川の2級河川は県の管理。しかし，清掃や除草等の日常管理は市が行っている。
- (座長) 管理者の問題は複雑でそれを理解しようとしてもキリがないので，ここでは市民としての緑のあり方を決めて，意見を発信することを素直に考えていくほうがいいと思います。今回は事務局に現状，残すべきポイントをピックアップしてもらったので，足りない部分，抜けている部分等に対する議論を行っていきたい。
- (副座長) 市民の皆さんが，「芦屋は綺麗だ」というが，市外に住むものから見て何をもって芦屋は綺麗だと感じているのかが解りにくい。そこが芦屋にどんな緑が一番良いのかということになると思う。
- (委員) 大きな通りを通るだけでは分からない。一本中に入れば街路樹が綺麗なところが一杯ある。
- (副座長) どういうものが芦屋にとって大事なのかを計画に書いていく必要がある。書かないと，それらを次の世代に伝承していけない。芦屋市民だからこそ知っている芦屋の良さをお聞きしたい。
- (委員) 前回言ったが，量的に増やすのは難しいので，今あるものの質を上げていく事が大事。また民有地の緑化の推進を進めていく必要があると思う。
- (座長) 市民の入れ替わりもあるので，そういう場所を具体的にきちっと書いて計画に残し市民の共通認識をもつようにしていかなければならないと思う。大事なものは数字ではなく，現況 目的別の緑の必要性 残すための取組 目標の数値となるような構成なので，市民の目から見て残すべき緑がもれてないか，残す方向が間違っていないかの議論を進めていきましょう。
- (委員) 岩園町は非常に綺麗な通りがある。岩園町がそうなった経緯を知り，今後活かすために，どこが管理をしてどのように現状を創り上げたのかを理解する必要がある。
- (座長) 大切な意見です。岩園町が現状のようになったシステムは新しい施策考えていく上で非常に参考にしていける必要はあります。
- (委員) 芦屋の良さは，海と山がすぐ近くにあるところに尽きると思います。
- (座長) 今意見のあった，街路樹の管理について，事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 街路樹の管理は公園緑地課で行ってます。剪定は紅葉が終わって落葉してから行っている。落ち葉の清掃は道路課で行っているが，市民の方の協力もいただきながら行っている。
- (委員) 多額の予算をかけずに維持できているのということですね。
- (事務局) 予算の範囲で行ってます。
- (副座長) 市民のネットワーク造りは積極的にしているのですか？
- (事務局) 横のつながりは創れていないのが現状です。

- (副座長) 市民意識の高い町だが、残すべき木をこのP15の図面にプロットしていけないか？
- (委員) 民有地の樹については切られても仕方が無い。お金も出さずに残せ残せではおかしい。しかし、切っても植えてもらえるようにすれば、50年後には大木となる。
- (副座長) 震災の時には、家と道の間に木があると家の倒壊や延焼の防止に役立っていた。調査をした学生が敷地に木を1本は必ず植樹しなければならないと決めてはどうかと提案があった。
- (委員) 景観条例で景観地区指定は現在のところ南芦屋浜だけ。住環境でいうと隣地に植樹帯を配置し棟間隔をあけるのがいいが、景観の観点では道路際が大切ということになる。また、戸建に対する対応も課題。また、強制力も課題であると認識している。
- (座長) 基準を守れば何かを緩和する等で理解を得るなど必要になってくるように思います。
- (委員) 芦屋市民はそういう特典を嫌う傾向がある。外構も厳しく、高さも厳しくという意見が多い。
- (委員) 事務局案の項の立て方で、緑の配置方針と6章の関係はどのようになっているのか？
- (事務局) 配置方針はどのような緑が必要かということを書いている。それを実現するため具体的なものが6章となります。
- (委員) 4章は官のもので6章が民有地も含めてということでないのか？
- (事務局) 違います。緑の基本計画は市民の協力なくしては出来ないと考えています。表現が不十分なところもあると思うので、忌憚の無い意見をお願いしたい。
- (座長) 「配置」と表現するとないところに配置と取れてしまうが、ここで謳っているのは質の向上も含まれるので表現を検討してください。
- (副座長) P11の白の部分には緑はないのですか？
- (委員) 実際にはある。
- (事務局) 民有地の緑をどう保全していくかがキーワードだと思うので、この白の部分にある民有地の緑地の分布が重要になってくる。事務局内部で検討します。
- (委員) P7の「大きな二つの緑の・・・」の二つとは？
- (事務局) 六甲山と海のことです。
- (委員) 海も緑と表現するのか？
- (事務局) 表現を検討する。
- (座長) 生態系では山、海、それをつなぐ河があり。水面も大切な要素ではある。
- (委員) それで言うと中央公園は大きな緑の集積だ。芦屋には森がないと意見が前回あったが森といえるような緑の集積である。
- (座長) 様々な意見があったが、民有地の緑が大きな役割を担っている。それらの意見はP12あたりに記載されており、大きな漏れはないかと思うが、チェックしていき、未来に残していければと思う。今日の意見を踏まえて、絵に書いた餅とならぬよう検討・修正し、次回に議論していきたい。

4 開会